

子ども・子育て会議の これまでの取組と今後の課題について

(こども政策の推進に係る有識者会議 説明資料)

令和 3 年 9 月 16 日

秋田喜代美 学習院大学教授 内閣府子ども・子育て会議会長

子ども・子育て会議の概要

- 子ども・子育て会議は、子育て当事者、幼稚園・保育所・認定こども園等の子育て支援当事者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、有識者等の子ども・子育て支援に関係する者が幼児教育・保育を中心とした子育て支援の政策プロセス等に参画することができる仕組みとして平成25年4月に創設。
- 具体的には、基本指針、保育所等の運営基準、公定価格の算定基準等の子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項の調査審議を行っている。
- 子ども・子育て支援法施行後5年目に当たる令和元年12月には、子ども・子育て支援新制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項を整理し、とりまとめを行った。
- また、市町村、都道府県においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされており、それらの会議では、各市町村の事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。

子ども・子育て支援新制度の主な成果①

【消費税をもとにした安定財源の確保（量的拡充と質の向上：0.7兆円）】

- 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業などの「量的拡充」分及び職員配置の改善や、職員給与の改善などを内容とする「質の向上」分として、約0.7兆円を平成26年4月の消費税引上げ分を財源に措置。

【幼児教育・保育施設の財政支援の公平化】

- 認定こども園（文部科学省及び厚生労働省）、幼稚園（文部科学省）、保育所（厚生労働省）、小規模保育（厚生労働省）等の運営費に対する財政支援が各省バラバラに行われていたのを改め、内閣府から一元的に給付する仕組み（施設型給付費等）を新たに創設。これにより、市町村がすべての施設類型に対して共通のルールの下で給付を行うこととなり、公平な財政支援を実現。

【幼児教育・保育の無償化】

- 消費税の使途を見直し、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策及び生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性を目的として、令和元年10月より、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するすべての3－5歳児及び住民税非課税世帯の0-2歳児の利用料の無償化等を実施。

子ども・子育て支援新制度の主な成果②

【待機児童対策の進展】

- できるだけ早期の待機児童の解消を目指し、

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ・ 待機児童解消加速化プラン（平成25年4月） | 5年間で約50万人分の保育の受け皿整備 |
| ・ 子育て安心プラン（平成29年6月） | 3年間で約32万人分の保育の受け皿整備 |
| ・ 新子育て安心プラン（令和2年12月） | 4年間で約14万人分の保育の受け皿整備 |

を定め、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を推進。

➡ 令和3年4月時点の待機児童数は5634人（前年同月差△6805人）にまで減少。

【企業主導型保育事業の創設】

- 平成28年度より、早朝・夜間や休日、短時間勤務など、多様な働き方への対応と、喫緊の課題である待機児童対策への貢献を目的として、事業主拠出金による企業主導型保育事業を創設。

➡ 令和3年3月31日時点：4,223施設、定員99,158人

子ども・子育て支援新制度の主な成果③

【3 要領等の整合性確保】

- 幼児教育・保育の質の向上の取り組みの一つとして、幼児教育・保育の内容の基準である「幼稚園教育要領」（文部科学省告示）、「保育所保育指針」（厚生労働省告示）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）について、平成29年3月の改訂・改定により、子どもに育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化するなど、その内容について一層の整合性が図られたところであり、平成30年度から新要領等に基づいた教育・保育が実施されている。

子ども・子育て支援新制度の今後の課題①

【人口減少が本格化する中での幼児教育・保育施設とその支援の在り方】

- ・ 今後、地域の子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等が進んでいくことが想定される中、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっている。

人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策

保育所の役割を踏まえた保育士の量的確保策や資質の向上策

地域の子育て支援など保育所が担うべき役割・関係機関との連携 等

【0.3兆円メニューなどの保育の質の向上及び処遇改善】

- ・ 保育の質が子どもの発達に影響を及ぼし、その効果が生涯にわたって続くことを踏まえると、今後は保育の質の向上に向けた取組を強化していくことがより重要。職員配置の改善や保育士等の処遇の改善のほか、医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについてその受け入れや必要な支援を進めるための方策も求められる。
- ・ このため、未だ実現できていない職員の配置基準の改善等の「0.3兆円超」メニューやその他の保育の質の向上の実現が切望される。

子ども・子育て支援新制度の今後の課題②

【地域や家庭環境による格差の是正、幼保小の接続の強化】

- 地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもたちが格差なく質の高い幼児教育・保育を保障されることが重要。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を含め、幼児教育・保育と小学校教育との接続の一層の強化を図ることが必要である。
- さらに、医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなどへの支援のためには、教育と福祉の一層の連携強化を図ることが必要である。
- これらの取り組みを進めるためには、各地域における推進体制の充実・強化を図ることが重要である。

【安定財源の確保】

- 以上の施策を実施するため、政府全体で安定的な財源を確保する必要がある。

参考資料

子ども・子育て会議について

設置根拠

○子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

(設置)

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

(権限)

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

委員等

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長
大日向 雅美	恵泉女学園大学学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
長田 朋久	(公社)全国私立保育連盟副会長
小塩 隆士	一橋大学経済研究所教授
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
加藤 篤彦	(公社)全国幼児教育研究協会理事
古口 達也	茂木町長
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会理事長
佐藤 好美	(株)産経新聞社論説委員
月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
手島 恒明	(一社)日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長

徳倉 康之	
中川 一良	
野澤 祥子	
松田 茂樹	
三日月 大造	
水谷 豊三	
箕輪 恵美	
茂木 英子	
森田 信司	
山内 五百子	
山本 和代	

NPO法人ファザーリング・ジャパン理事
(福)健光園京都市北白川児童館館長
東京大学大学院教育学研究科附属
発達保育実践政策学センター准教授
中京大学現代社会学部教授
滋賀県知事
全日本私立幼稚園連合会政策委員長
全国国公立幼稚園・こども園長会会長
安中市長
(福)全国保育協議会副会長
(福)日本保育協会理事・女性部長
日本労働組合総連合会副事務局長

○子ども・子育て会議 専門委員

大川 洋二	(一社)全国病児保育協議会会長
岡本 美和子	(公社)日本助産師会常任理事
尾木 まり	(公社)全国保育サービス協会副会長
木村 義恭	(一社)全国認定こども園連絡協議会会長
高橋 善之	大館市教育長

中正 雄一	
則武 直美	
水嶋 昌子	
渡辺 弘司	

(一社)日本こども育成協議会副会長
全国児童養護施設協議会副会長
NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
(公社)日本医師会常任理事

(50音順)

※令和3年6月18日現在

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」の概要

令和元年12月10日 子ども・子育て会議

はじめに

- ▷ 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行後、政府は、保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできた。今年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始。
- ▷ 子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じることとされている。
- ▷ 平成27年度の施行から数えて今年度が5年目。今般、子ども・子育て会議において、地方分権改革に関する提案事項や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項を整理し検討した。以下の対応方針により、政府において必要な対応をとることを求める。

制度全般に関する主な事項

- 保育標準時間・短時間の区分については、事務負担軽減が期待される一方で、保育の長時間化の懸念が指摘されており、その在り方について引き続き検討すべき。
- 保育の必要性認定における「求職」の取扱いについて、求職活動の内容・確認方法の例示等を通知等により周知すべき。

公定価格全般に関する主な事項

- 公定価格の設定方法については、「積み上げ方式」を維持すべき。
- 本年10月の改定により2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乗せするべき。
- 地域区分について、自地域より支給割合の高い区分の地域に囲まれている場合には、それらの地域のうち、支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべき。
- 保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべき。一方で、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については、保育所等の運営全体に与える影響に鑑み、慎重に検討すべきであり、特に人件費の削減は、人員配置の実態にも鑑み行うべきではない。
- 減価償却費加算の地域区分について、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべき。

処遇改善や事務負担軽減等、人材の確保に関する主な事項

- 更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべき。
- 処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取扱いを含め、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべき。
- 夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべき。
- 離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関する実態把握や対応策の検討に着手すべき。

教育・保育の質の向上に関する主な事項

- 職員配置基準の改善については、「0.3兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべき。
- チーム保育推進加算・栄養管理加算の充実については、必要となる財源の確保と併せて検討すべき。
- 給食実施加算については、園として必要となる費用に応じた内容となるよう加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実を検討すべき。
- 主幹教諭等専任加算について、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても取得できるよう要件を弾力化すべき。
- 施設関係者評価加算について、学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、自己評価の実施を前提に、公開保育の取組との一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべき。

地域の子育て支援活動の充実に関する主な事項

- 障害のある子どもの受入れや、地域における子育て支援の取組の、公定価格における評価を検討すべき。
- 被虐待児等の要保護児童の支援に関し、要保護児童対策地域協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組を評価することを検討すべき。

認定こども園に関する主な事項

- 私立認定こども園に係る障害児等支援事業の補助対象の一部を見直し、事務の簡素化を図るべき。
- 幼保連携型認定こども園の保育教諭の免許状・資格併有の促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ特例の在り方について引き続き検討すべき。

地域型保育事業に関する主な事項

- 先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業所卒園後の受入先確保を促すべき。
- 連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況等を踏まえて、引き続き検討すべき。

地域子ども・子育て支援事業に関する主な事項

- 一時預かり事業について、職員の処遇改善や補助単価の見直し等を検討すべき。
- 病児保育事業について、実態調査を踏まえた検討を行うとともに、利用管理のためのシステム構築費用の補助等を検討すべき。
- 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)において、障害児を受け入れる場合の単価のあり方を検討すべき。

終わりに

- 制度全般に対する見直しは第3期の子ども・子育て支援事業計画期間との関係性も考慮し、5年後を目途として行うべき。
- 公定価格の次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても引き続き検討すべき。

社会保障審議会児童部会等における議論の状況

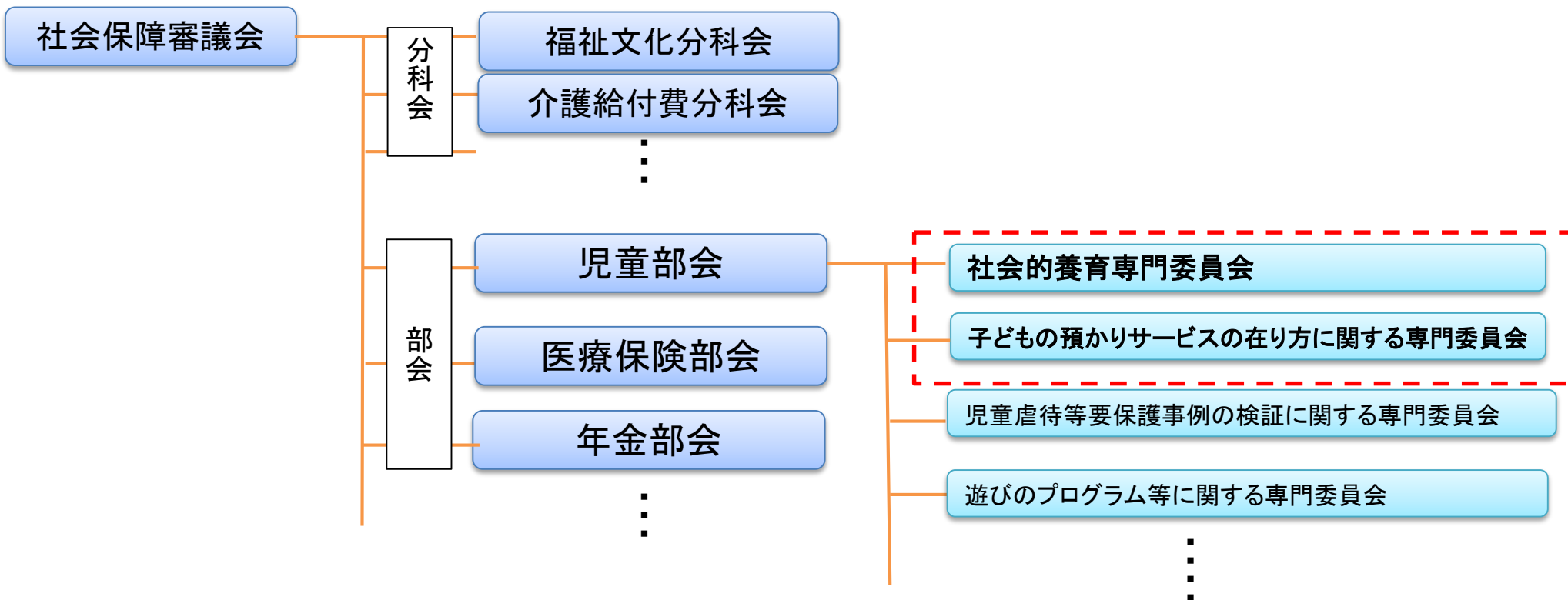
社会保障審議会児童部会長

秋田 喜代美

社会保障審議会児童部会について

趣旨

子どもや家庭を取り巻く社会環境の急速な変化に対応し、次代を担う子どもが健やかに育成される社会を構築するため、今後の児童に関わる施策等の推進に資する基礎的で広汎な検討を行うもの。



上記の他、本部会とは別に、子ども家庭局長の下に、今後の保育所や保育士等の在り方について検討するため、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を設置

社会的養育専門委員会について

1. 設置の趣旨

社会的養育を必要とする子どもが増加し、虐待等により子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について検討する。

2. 主な検討事項

①新たな社会的養育の在り方について、②子ども家庭相談支援体制について、③里親支援体制の強化と里親制度の見直しについて、④施設に求められる役割・機能について、⑤社会的養育を担う人材確保・専門性の向上について、⑥自立支援について、⑦子どもの権利擁護について、⑧社会的養育の計画的な推進について、⑨その他

3. 議論の状況及び今後の予定

- 本年4月以降、都道府県や市町村、児童福祉に携わる関係団体等の参画の下、児童福祉における課題や対応について議論。
- 7月には下記のように、今後の対応に係る方向性を取りまとめた。
 - ・ 市町村における、妊産婦、児童及びその保護者に対して一体的な支援を行うためのハブ機能を有する機関の創設
 - ・ 虐待の予防等のための、全ての児童やその保護者等への家庭・養育環境に関する支援の強化
 - ・ 家庭的養護を推進するための支援や家族支援の充実、子どもの権利擁護の推進等による社会的養護の体制整備
- この方向性に沿い、9月以降、
 - ・ 児童福祉分野と母子保健分野の相談支援を一体的に行う機能を有する機関の創設
 - ・ 親子関係形成、子どもの居場所づくり、訪問による生活支援等のための各種事業の創設
 - ・ 里親支援にかかる体制整備や社会的養護経験者への自立支援の強化、意見表明支援の枠組みの構築といった、制度や事業の見直しも含めた事項について具体的議論を行っている。
- 今後も議論を深め、本年末を目途に最終的な取りまとめを行い、児童福祉法等の改正を含めた対応等を行う。

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策を検討する。

2. 主な検討事項

- (1)届出制等の対象範囲の在り方
- (2)認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方
- (3)マッチングサイトへの対応の在り方
- (4)情報提供等の在り方
- (5)その他

3. 開催経過

- マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生したことを受け、ベビーシッターによるわいせつ事案等が発生した場合の対応等を検討するため、同年8月以降、本専門委員会において議論。
- 令和3年2月に、マッチングサイトガイドラインの見直しのほか、ベビーシッターに対する事業停止命令等の発令の明確化や、過去の事業停止命令等の有無の届出事項への追加、その情報の一般への公開、自治体間における共有などを内容として、専門委員会の議論を取りまとめ。それを踏まえ、児童福祉法施行規則、指導監督指針の改正等を実施。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会について

1. 設置の趣旨

昨今の保育行政は、待機児童の解消を目的として保育の受け皿整備を行うこと、子どもの健やかな育ちを支える観点から保育の質を確保・向上することを両輪として各種施策を講じてきた。

こうした中で、待機児童数は着実に減少を続けており、今後は地域の特性に応じた支援を進めていくため、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめたところである。

一方で、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっている。また、我が国の今後の人口構造等の変化を見据えると、これが地域だけの問題でなく、全国的な課題になることも想定される。

このため、子ども家庭局長が学識経験者等に参集を求め、中長期的な視座に立って、今後の保育所や保育士等の在り方について検討することとする。

2. 主な検討事項

- (1) 地域における保育所等の役割に関すること
- (2) 今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関すること
- (3) その他保育所や保育士等の在り方に関すること

3. 議論の状況及び今後の予定

令和3年5月26日に第1回検討会、同年6月28日に第2回検討会を開催。地域における保育所・保育士等の在り方について報告・議論を行った。

⇒主な論点として、①人口減少地域等における保育所の在り方、②保育所・保育士による地域の子育て支援、③多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、④保育士の確保・資質向上の4つの論点を整理したところであり、今秋以降、各論点について具体的に検討し、年内にとりまとめる予定。

参考資料

令和3年6月9日現在

○相澤	仁	大分大学福祉健康科学部教授
◎秋田	喜代美	学習院大学文学部教授・東京大学大学院教育学研究科客員教授
小川	清美	大妻女子大学家政学部児童学科教授
小国	美也子	鎌倉女子大学児童学部教授
北川	聡子	社会福祉法人麦の子会総合施設長
草間	吉夫	宮城誠真短期大学特任教授
久保野	恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
倉石	哲也	武庫川女子大学文学部教授
周	燕飛	日本女子大学人間社会学部教授
前田	正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
松田	妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事 NPO法人せたがや子育てネット代表理事
宮島	清	日本社会事業大学専門職大学院教授
山野	則子	大阪府立大学 学長補佐

※◎は部会長、○は部会長代理。

設置根拠

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会

（以下略）

2 （略）

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（中略）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 （略）

社会保障審議会令（平成12年政令第282号）

（部会）

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～6 （略）

社会保障審議会運営規則（平成13年1月30日社会保障審議会決定）

（委員会の設置）

第8条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

1. 課題

- 平成28年の児童福祉法等改正法の附則に則って、子ども家庭行政の今後の課題として、①未就園児、就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足していること、②課題のある家庭や子どもに対する支援が不足していること、③支援がばらばらに提供されており支援提供のハブとなる機能（マネジメント）の強化が必要であること、を主な課題としてその具体的対応策を議論。
- 令和元年の児童福祉法等改正法の附則に則り、一時保護、児童の権利擁護、児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資質向上に関して行った令和2年度中の議論を踏まえ、その具体的対応策を議論。

2. 今後の議論の方向性

（1）妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大

- ① 妊婦を含めた全ての子育て世帯とつながる機会の拡大
- ② 保育所等地域の子育て資源を活用した気軽に相談ができる環境の整備

（2）市区町村等のソーシャルワーク機能

- ① 市区町村における母子保健と児童福祉に関する一体的に相談ができる機能を有する機関の設置
- ② 相談機関における、支援の必要性の濃淡によって支援を体系立ててつなげるプランの作成

（3）子育て世帯の家庭・養育環境への支援

- ① 必要な保護者や子どもに支援が提供可能となるよう、子ども・子育て支援事業の充実と新事業の創設（訪問支援、親子関係形成支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所）
- ② 支援を目的とした措置等、市区町村の制度的な権限

（4－1）支援の必要性が高い子どもやその保護者、家庭への在宅支援

- ① 支援の必要性が高い子どもやその保護者、家庭に対する在宅指導措置の積極的活用と児童相談所と市区町村等との包括的な支援の提供
- ② 支援の必要性が高い妊産婦への支援

（4－2）社会的養護（代替養護）の提供

- ① 一時保護の適正手続きの確保と一時保護に関する環境の改善
- ② 効果的に里親支援が提供される環境の整備

（5）社会的養護経験者の自立支援

- ① 年齢に関わらず、必要とする子どもの状況に応じた自立支援の提供

（6）基盤（人材、財政、情報、権利擁護）

- ① 子ども家庭福祉分野の専門的な支援を行う者の資格のあり方も含めた資質向上
- ② 子どもの意見表明支援体制の整備を含む子どもの権利擁護の推進

検討規定

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）

附 則

- 第7条 政府は、速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置、児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設及び同法第33条第1項又は第2項の委託を受けて一時保護を行う者の量的拡充に係る方策、当該施設又は当該者が行う一時保護の質的向上に係る方策その他の児童相談所の体制の強化に対する国の支援その他の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後1年を目途として、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後1年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、この法律の施行後2年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5～9 （略）

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）

附 則

- 第4条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）

附 則

- 第2条 （略）
- 2・3 （略）
- 4 政府は、前3項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1. 経緯：マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生。
また、当該マッチングサイトにおいて、ベビーシッターの届出を確認しないままにマッチングを行っていたとの報告が令和2年12月にあった。

2. 基本的な考え方

- (1) わいせつ事案等への対応：**未然防止、事案対応、再発防止**の視点
(2) マッチングサイト運営者も、プラットフォームであるものの、**一定の責任を負うべき**との考え方で検討

3. 具体的な対応案

(1) 未然防止

- ① 保護者による情報収集や事前面接実施など、利用するときの留意点の更なる周知
- ② 事業者の自主的な取組の推進（採用の際の宣誓書など）
- ③ **マッチングサイトガイドラインの見直し**
 - ・登録時の面談、届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供を追加
 - ・適合状況は厚労省HPで公表しているが、表示を分かりやすく改善。届出の事前確認などの重要項目が不適合の場合は、厚労省HPから一定期間抹消
 - ・国等の補助事業の対象については**事業の適正な執行の観点からマッチングサイトに改善を求めるべき**
 - ・厚生労働省は、この**対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進めるべき**

(2) 事案対応：**わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対しても事業停止命令等を発令**することを通知に明記

- ① 事業停止命令等の期間
 - ・現在の保育士の欠格事由を踏まえ、**刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年**と示す
- ② 事業停止命令等の地理的効力等
 - ・事業停止命令等を受けたベビーシッターが転居した場合も、転居先自治体が、当該ベビーシッターに対し事業停止命令等を発令することを検討する運用
 - ・ベビーシッターの**届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加（児童福祉法施行規則改正）**

(3) 再発防止

- ① 事業停止命令等に関する情報の**自治体間での共有**：事案概要等の機微な情報も含め共有
- ② 事業停止命令等に関する情報の**一般への公開**：ベビーシッターの社会復帰への影響と、子どもの最善の利益・利用者の選択を考慮し、**氏名、自治体、処分の種類、処分の日時のみ公開**

4. 中長期的な検討課題

自らの犯罪歴を証明する制度の導入については、制度の対象となりうる職種が広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠

1. 人口減少地域等における保育所の在り方

- 今後、人口減少地域の拡大が想定される中、人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策についてどのように考えるか。
- 各市町村では、保育所等の統廃合・規模縮小、公立保育所の在り方の検討などの対応が必要となり得るが、地域毎に状況が異なることに留意しつつ、どのような対応が考えられるか。

2. 保育所・保育士による地域の子育て支援

- 地域で子育て世帯が孤立しないために、保育所等を利用していない子育て世帯に対して、保育所が担うべき役割や関係機関との連携についてどのように考えるか。
- その際、保育士の負担に配慮しつつ、保育士の専門性を活かした支援としてはどのようなものが考えられるか。

3. 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 一時預かりについて、必要とする人がより利用できるようにするための方策についてどのように考えるか。
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや、家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについて、待機児童解消の観点も踏まえ、その受け入れや必要な支援を進めるための方策について、どのように考えるか。

4. 保育士の確保・資質向上

- 生産年齢人口の急減や地域の子育て支援における保育所の役割を踏まえた、保育士の量的確保策や資質の向上策についてどのように考えるか。
- わいせつ行為を行った保育士の対策について、教員の取扱い等を踏まえ、どのように考えるか。